

件名	職員のサービスの宣誓に関する条例及び愛媛県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課、警察本部総務課
根拠法令等	職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第68号）
<p>【改正の概要】</p> <p>職員及び公安委員会の委員がサービスの宣誓をする際の任命権者等の面前における宣誓書の署名を、国家公務員の取扱いに準じて要しないこととするため制定</p> <p>1 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部改正</p> <p>第2条第1項  新たに職員となった者は  <u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において</u>  ↓  [削除]  別記様式による<u>宣誓書に署名してからでなければ</u>  ↓  [変更] <u>宣誓書を任命権者に提出して</u>  その職務を行ってはならない。</p> <p>2 愛媛県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例（昭和29年条例第29号）の一部改正</p> <p>第2条  新たに委員となった者は  <u>知事の面前において</u>  ↓  [削除]  別記様式による<u>宣誓書に署名してからでなければ</u>  ↓  [変更] <u>宣誓書を知事に提出して</u>  その職務を行ってはならない。</p>	
施行日	公布の日
【その他参考事項】	

